



2020年5月29日

各位

会社名 株式会社帝国電機製作所
代表者名 代表取締役社長執行役員 白石 邦記
(コード番号6333 東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員総務本部長 村田 潔
(TEL: 0791-75-4160)

第116期定時株主総会の議案に関する補足について

本年6月26日に開催予定の当社第116期定時株主総会に付議予定の第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件」について、次の通り補足説明をさせていただきます。株主の皆様におかれましては、招集ご通知に加え、本プレスリリースも併せてご参照ください。

当社は、役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する役員報酬制度ガイドラインを定めており、その役員報酬は業績連動報酬と業績連動報酬以外の固定報酬等により構成されておりますが、本年度より決定根拠及び業績や株価に対する連動性をより明確にすること等を目的に制度の見直しを予定しております。

具体的には、役員報酬構成を役位別報酬、業績報酬、譲渡制限付株式報酬とし、業績報酬の割合を引き上げるとともに、当該事業年度の当社の共通重要事業指標（売上、受注、営業利益）と役員ごとに設定する関連重要業績指標による客観的な評価体系とします（代表取締役社長は共通重要事業指標のみの評価とする）。また、譲渡制限付株式報酬についてはその割合を役位上位者ほど現行より高くし、株価に対する責任の意味を明確にします。なお、取締役（監査等委員）に対しては、業務執行から独立した立場であることを勘案し、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬は支給いたしません。

あわせて、監査等委員及び代表取締役社長にて構成され、監査等委員である社外取締役が委員の過半数を占め、かつ監査等委員である社外取締役が委員長を務める任意の報酬委員会を設置し、より公正で透明性のある報酬制度とする予定です。

このため、従来に比べ業績による役員報酬の振れ幅が大きくなることを勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額を年額204,500千円以内に改正させていただきます。第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件」を付議いたしました。

以上